

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 健康増進課

許認可等の内容		とちぎメディカルセンター運転資金貸付けの決定
根拠法令等及び条項		とちぎメディカルセンター運転資金貸付要綱第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	とちぎメディカルセンター運転資金貸付要綱第3条、第4条及び第6条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>とちぎメディカルセンター運転資金貸付要綱抜粋 (貸付対象者)</p> <p>第3条 とちぎメディカルセンター運転資金貸付金(以下「貸付金」という。)を借り入れることができる者は、とちぎメディカルセンターとする。</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第4条 貸付金の貸付条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸付限度額 8億円</p> <p>(2) 貸付期間 最長1年とする。ただし、市における1会計年度を超えることはできない。</p> <p>(3) 貸付利率 無利子</p> <p>(4) 担保等 とちぎメディカルセンターが所有する不動産における融資限度額に相当する根抵当権を設定する。</p> <p>(貸付けの決定)</p> <p>第6条 市長は、とちぎメディカルセンター運転資金貸付金借入申込書を受けたときは、その内容を審査するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による審査の結果、貸付金の貸付けを行うことが適当であると認めるときは、とちぎメディカルセンター運転資金貸付金貸付決定通知書(別記様式第2号)によりとちぎメディカルセンターに通知するものとする。</p>	